非出資組合から一般社団法人への組織変更手続

組織変更計画の作成　（第78条第１項及び第２項）

↓

総会招集の通知
（第80条準用第73条の３第３項）
・総会の２週間前までに通知
・会議の目的である事項及び
　組織変更計画の要領について通知

２週間

債権者の異議申立手続
（第80条準用第49条及び第50条）
・直近の計算書類に関する事項等を官報に公告
・知れている債権者への個別の催告等

（施行規則第220条第２項）
・最終事業年度に係る財産目録を主たる事務所に備え置いている旨
・最終事業年度がない場合にあっては、その旨

組織変更計画の承認のための総会

・組織変更計画の承認（第78条第１項）
・議決権の２/３以上の多数による決議（第80条準用第73条の３第２項）
※　総代会で承認した場合には、10日以内の組合員への通知が必要
　（第80条準用第48条の２第１項）

↓

債権者の異議申立手続・１月以上

一般社団法人に組織変更
（第79条）
・組織変更計画で定めた効力発生日に一般社団法人となる
・組織変更計画の定めに従い定款を変更したものとみなす
・組合員は組織変更計画の定めに従い社員となる

２週間

↓

登　　記　（第80条準用第73条の９）

遅滞なく

↓

組織変更の届出　（第80条準用第73条の10）

（施行規則第223条）
届出書に組織変更計画等を添付して届出

組織変更に係る書面の備置・６月間
（第80条準用第74条）

組織変更の無効の訴え・６月間
（第80条準用第75条）